

令和6年2月26日

## 第32回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

## 第32回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和6年2月26日(月) 午後2時00分～  
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

### 議事日程

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農用地あっせん申出の取下げについて
- 議案第1号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について  
(所有権移転分)  
(利用権設定分)
- 議案第2号 「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画」に係る意見聴取決定について
- 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第4号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について
- 議案第5号 農用地あっせん申出について
- 議案第6号 利用状況調査に係る非農地判断について
- その他

1 出席委員

農業委員

1番 蓑田六雄	2番 松木茂久	3番 田中健一
4番 西山昭二	5番 澤山建志	6番 西川路利広
7番 下吉一郎	8番 田代繁樹	9番 永吉正文
10番 内蘭光弘	11番 西村久則	12番 徳留幸信
13番 井手康則		15番 井元清八郎
16番 前田真津美	17番 生川裕也	18番 濱田保
19番 川畑ゆりえ		

農地利用最適化推進委員

20番 川畑淳一	21番 上拂忠	22番 田之上洋
23番 濱田卓郎	24番 徳留力雄	25番 廣森修
26番 住吉俊光	27番 大迫恵太	28番 物袋唱二
	30番 南圭司	31番 小村亮太
32番 藏蘭堅志		34番 石嶺義孝
35番 前田剛	36番 上赤政行	37番 坂本三好
38番 鐘撞望		

1 小委員長

6番 西川路利広

1 欠席委員

14番 奥村祐樹      29番 湯之上大幸      33番 塚田幸美

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長	西村里志
主幹兼農地総務係長	前村修
農地総務係主査	東川善久
主幹兼振興係長	濱田真也
振興係主事	藤久保宏実
振興係主事	今吉蓮樺
地域計画係長	向吉真一

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地総務係長      前村修

1 開会      午後2時00分

事務局	全員、ご起立ください。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第32回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「13番委員」と「15番委員」を指名いたします。 早速、議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明)
議長	以下については、お目通しください。 ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第2号農用地あっせん申出の取下げについてを、議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	報告第2号農用地あっせん申出の取下げについての説明をいたします。 議案書の6ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明)
議長	取下げ理由は、買い手が見つかり、あっせんの必要がなくなったためです。 ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案書の7ページをお開きください。 今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分は、5件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通してください。

今回の所有権移転分につきましては、すべて経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われま。

皆様のご審議をよろしくお願いたします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号の所有権移転分1番から5番については、一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち所有権移転分の1番から5番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分は、議案書の9ページから17ページまでの33件で、うち新規が21件、再設定が12件となっております。

また、農地中間管理事業の利用権設定34件につきまして、鹿児島県地域振興公社の借受議案の後には、農家への転貸議案となります。

議案書の9ページをお開きください。

(番号1を議案書のとおり読み上げ説明)

以下については、お目通してください。

なお、17ページの総合計は53筆、48,725㎡、農地中間管理事業の重複分を除くと、52筆、46,952㎡となっております。

今回の利用権設定分につきましては、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

皆様のご審議をよろしくお願いたします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定に基づき、30番委員

<p>委員 議長</p>	<p>の退席を求めます。  (30番委員の退席を確認)  ご質疑、ご意見はございませんか。  「なし」の声あり。  議案第1号のうち利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>「異議なし」の声あり。  ご異議なしと認めます。  よって、議案第1号のうち利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>(30番委員の復席を確認)  次に、議案第1号のうち、利用権設定分の2番から10ページ5番について、ご審議願います。  ご質疑、ご意見はございませんか。  「なし」の声あり。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>議案第1号のうち利用権設定分の2番から5番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。  「異議なし」の声あり。  ご異議なしと認めます。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>よって、議案第1号のうち利用権設定分の2番から5番については、原案のとおり承認することに決定いたします。  次に、議案第1号のうち、利用権設定分の6番から8番について、ご審議願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>この6番から8番については、新規就農者1名に関する案件であり、営農状況等の調査は、事務局が行いましたのでその報告を求めます。  番号6番から8番につきまして、事務局で調査を行いましたので、ご報告いたします。  申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。  申請人は、会社員でしたが、知人の農業を手伝ったことをきっかけに、自分でも営農したいと思い、このたび新規就農者となりました。  農機具等は親のものを借用し、栽培技術・機械の操作については、親や知人から教わるため問題はありません。  作業に従事するのは、基本的に妻と2人です。  栽培品目としては、カボチャ、スナップエンドウを中心に、年間販売高600万円を目指しているとのこと。  なお、営農計画書を審議資料の1ページに添付していますので、ご参</p>

	照ください。
	以上で報告を終わります。
議長	ただいま事務局による報告のとおりであります。 それでは議案第1号のうち利用権設定分の6番から8番についてご審議願います。
13番委員	ご質疑、ご意見等はございませんか。 借入地について、営農計画書の面積と議案書の合計面積が違うのはなぜですか。
事務局	営農計画書のア面積は、次の議案に出てくる農地中間管理事業で借り入れる農地まで入れた面積となっているからです。
議長 委員	ほかにご質疑、ご意見等はございませんか。 「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち利用権設定分6番から8番については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち利用権設定分の6番から8番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
15番委員	次に、議案第1号のうち利用権設定分の9番から17ページ33番までは、一括審議願います。 ご質疑、ご意見等はございませんか。
事務局	29番の賃借料が少し高いと思いますが、何か理由がありますか。それと、31番と33番が使用貸借となっている理由を教えてください。 29番は賦課金を含んでおり、双方合意のもと設定した金額です。 31番と33番については、管理のみの契約で、貸人のご厚意により使用貸借となっています。
議長 委員	ほかにご質疑、ご意見等はございませんか。 「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち利用権設定分の9番から33番については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち利用権設定分の9番から33番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）」に係る意見聴取決定

事務局

についてを、議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

今月の議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）」に係る意見聴取決定は、議案書の18ページから19ページまでの10件で、全て新規となっています。

それでは、議案書の18ページをお開きください。

（番号1を議案書のとおり読み上げ説明）

以下については、お目通しください。

なお、本議案については、農地中間管理機構が、農地利用集積等促進計画作成にあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定において市町村に対し農用地利用集積等促進計画の案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができるようになっており、同法律第19条第3項の規定において「市町村は、農地利用集積等促進計画案作成にあたり必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする。」となっていることから意見聴取を求めるものです。

以上で説明を終わります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長

ただいま事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第2号のうち1番から19ページ6番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定に基づき、27委員の退席を求めます。

（27番委員の退席を確認）

議長

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第2号のうち1番から6番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号のうち1番から6番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

（27番委員の復席を確認）

次に、議案第2号のうち7番から10番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。



議長 議案第2号のうち7番から10番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号のうち7番から10番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長 2月9日の転用調査時に私と2番委員、21番委員、事務局3名の計6名で現地聞き取り調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請に基づき現地確認と聞き取り調査を行った結果、譲受人は、意欲的に営農に取り組んでいただいております。

1番から7番は売買、8番は親からの贈与、9番から11番は親族からの贈与、12番から15番は知人からの贈与で、いずれも贈与税に関しては理解しているとのことでした。

なお、いずれの申請地も面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響はないものと思われまます。

最後に、農地法第3条調書と位置図および字図につきましても審議資料の2ページから42ページに添付してありますように、すべての案件に係る農地法第3条第2項の各号の判断につきましても、農地法第3条調書のとおり、すべての案件が、前述の各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと小委員会では判断いたしましたが、審議資料等をご参照のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりです。

それでは、議案第3号のうち1番についてご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定に基づき、8番委員の退席を求めます。

(8番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第3号のうち1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長	<p>ご審議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号のうち1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号の2番から24ページ15番まで、一括審議願います。</p>
3番委員 事務局	<p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p> <p>7番の譲受人である法人の営農状況について教えてください。</p> <p>営農状況については、収入の半分以上が農業によるもので、農地所有適格法人として認めております。</p>
議長 委員 議長	<p>ほかにご質疑、ご意見等はございませんか。</p> <p>「なし」の声あり。</p> <p>議案第3号うち2番から15番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p>
委員 議長	<p>「異議なし」の声あり。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請に係る番から15番については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。</p> <p>これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。</p>
小委員長	<p>これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。</p> <p>申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。</p> <p>まず番号1番ですが、転用目的は一般住宅です。</p> <p>審議資料の43ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>から東へ30m離れた農地で、東と南は宅地、西は畑、北は里道に接しています。</p> <p>農地区分・許可事項としましては、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。</p> <p>申請人は、借家住まいであることから、申請地を取得し自己が居住するための一般住宅を建築する計画です。</p> <p>土地の形状については30cm程度盛土を行い、境界部分にはブロックを設置し、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断され、一般基準上の問題も特に認められませ</p>

んでした。

次に、番号2番ですが、転用目的は資材置場です。

審議資料の44ページをご覧ください。

申請地は、XXXXXXXXXXから東へ330m離れた農地で、北は市道、それ以外は雑種地に接しています。

農地区分・許可事項については、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当します。

申請人は、申請地を取得し、自己が代表を務める法人に対し隣接地と一体的に利用できる資材置場として整備した後に、貸し付ける計画ですが、既に完成していたことから始末書が提出されています。

土地の形状については現状で、構造物等の設置は行わないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断され、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号3番と4番は関連がありますので、一括して説明いたします。

転用目的は、一般住宅と駐車場です。

審議資料の45ページをご覧ください。

申請地は、XXXXXXXXXXから南へ330m離れた農地で、東と西は雑種地、南は県道、北は宅地及び畑に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される用途が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

4番の申請地は、3番申請地の県道を挟んだ対面にある農地で、東と南は畑、西は市道、北は県道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は現在、県外在住となっていますが、申請地を取得し自己の居住する一般住宅を建築し、併せて来客用の駐車場整備も行いたいとする計画です。

土地の形状については現状で、どちらも境界部分にはブロックが設置済となっています。住宅建築については隣接農地との間に緩衝地を設けることから、営農への影響は軽微なものと判断され、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、転用目的は一般住宅です。

審議資料の46ページをご覧ください。

申請地は、[ ]から北へ210m離れた農地で、東は宅地、西は畑、南と北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は現在、県外在住者であります。申請地を取得し自己の居住する一般住宅を建築したいとの計画です。

土地の形状については現状で、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断され、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号6番ですが、転用目的は一般住宅です。

審議資料の47ページをご覧ください。

申請地は、[ ]から西へ280m離れた農地で、東は市道、西と北は宅地、南は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、10ヘクタール以上の広がりのある農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当しますが、申請地北側に住宅等が連たんしていることから、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

申請人は現在、借家住まいであることから、申請地を取得し自己の居住する一般住宅を建築したいとの計画です。

土地の形状については現状で、境界部分にはブロックを設置する予定です。

隣接地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断され、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

最後に番号7番ですが、転用目的は農家住宅です。

審議資料の48ページをご覧ください。

申請地は[ ]から南東へ210m離れた農地で、東は宅地、西は畑、南は用悪水路、北は公衆用道路に接しています。

農地区分・許可事項については、10ヘクタール以上の広がりのある農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当しますが、申請地北側に住宅等が連たんしていることから、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

申請人は現在、借家住まいであることから申請地を取得し、自己の居住する住宅を建築したいとの計画です。

土地の形状については1m程度盛土を行い、境界部分にはブロックを

設置する予定です。

隣接地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断され、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上7件の転用申請については、報告いたしましたとおり小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

- 議長 現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。それでは、議案第4号の1番から7番について、一括審議願います。ご質疑、ご意見等はございませんか。
- 3番委員 5番について、申請地の立地状況を考えると、道路からの入口が急勾配になると思いますが、どのような計画でしょうか。
- 事務局 市道沿いに管理機が通れるぐらいの登り口がありますので、その通路を進入できるように改修する計画です。
- 15番委員 1番について、分筆中とのことですが、一般住宅基準面積の500㎡以内にするための分筆ですか。分筆なしでも良いような気がしますが、理由を教えてください。
- 事務局 申請人の都合で分筆を行っており、申請時点では既に分筆の手続を終えていたので、特に説明等は行っておりません。
- 12番委員 3番について、道路より低い位置にあると思いますが、何か支障はないでしょうか。また、プラスチックの波板が何故設置されているのか教えてください。
- 事務局 道路より低いのは何ら支障はありません。プラスチックの波板については、元々ハウスが立っていた場所で、敷地からの土の流出を防止するために設置したものと考えられます。
- 議長 ほかにご質疑、ご意見等はございませんか。
- 委員 「なし」の声あり。
- 議長 議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
- 委員 「異議なし」の声あり。
- 議長 ご異議なしと認めます。
- よって、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。
- 次に、議案第5号農用地あっせん申出についてを、議題といたします。
- 事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案書の27ページをお開きください。

議案第5号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明します。

今月は、売渡申出が6件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお、見取図、地籍図につきましては、審議資料の49ページから70ページに掲載しています。

続きまして、買受・借受をご説明します。議案書は30ページになります。

今月は、借受申出1件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは議案第5号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

事務局

それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。

売渡・貸付から申し上げますので、議案書の27ページをお開きください。

番号1は36番委員と17番委員。

番号2と番号3は25番委員と6番委員。

番号4から番号6は30番委員と11番委員。

引き続き、買受・借受について申し上げます。議案書の30ページをお開きください。

番号1の尾掛地区は37番委員と18番委員。

番号1の久保地区は25番委員と6番委員。

以上、事務局案として提案いたします。

皆様のご審議をお願いいたします。

議長

ただいま、事務局案が発表されました。

それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。

(各委員了解あり)

それでは、議案第5号は原案のとおり承認することとし、あっせん委

員は、事務局案のとおり決定いたします。

次に、議案第6号利用状況調査に係る非農地判断についてを、議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第6号利用状況調査に係る非農地判断についての説明をいたします。

議案書は31ページから32ページになります。

今回の対象地域は、池田湖周辺と南九州市穎娃町境界周辺です。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査により、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、先月、事務局で現地確認の再調査を行いました。

その結果、議案書に記載の農地は山林の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、農地に該当しない土地であることが確認されました。

よって、17筆18,004㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について、承認を求めるものです。

なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第6号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第6号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号利用状況調査に係る非農地判断については、原案のとおり承認することに決定いたします。

本日の議題は、これで終了いたしました。

ほかにはございませんか。

委員  
議長

「なし」の声あり。  
ほかになければ、その他に入ります。  
その他について、事務局の説明を求めます。

事務局

その他についてご説明いたします。議案書の33ページをご覧ください。

その他（議案書33ページを参照して説明）

1. 2月の行事報告
2. 3月の行事予定等

議長  
委員  
議長

ほかにございませつか。

「なし」の声あり。

ほかになつようですつので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

事務局

これをつもちまして、第32回指宿市農業委員会をつ閉会いたします。  
全員ご起立ください。  
一同礼。

(閉会 午後3時3分)

指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄

議事録署名委員 13番委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 15番委員 \_\_\_\_\_



